

令和5年度

山梨県後期高齢者医療広域連合
歳入歳出決算審査意見書

山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員

目 次

第1	審査の対象	P 1
第2	審査の期日	P 1
第3	審査の方法	P 1
第4	審査の結果	P 1
第5	審査の概要	P 2
	(1) 歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書	P 2
	(2) 実質収支に関する調書	P 6
	(3) 財産に関する調書	P 7
第6	意見	P 8

第1 審査の対象

令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書等

- ・一般会計歳入歳出決算書
- ・一般会計歳入歳出決算事項別明細書
- ・実質収支に関する調書（一般会計）
- ・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- ・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書
- ・実質収支に関する調書（後期高齢者医療特別会計）
- ・財産に関する調書

第2 審査の期日

令和6年8月19日

第3 審査の方法

審査にあたっては、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び証書類と照合しながら実施した。

第4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められた。

また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められた。

第5 審査の概要

(1) 歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書

① 一般会計

1. 決算の収支状況

(単位：円)

		令和5年度①	令和4年度②	①－②	
予 算 現 額	A	608,813,000	564,419,000	44,394,000	
歳 入 総 額	B	608,771,435	564,382,959	44,388,476	
歳 出 総 額	C	543,505,943	542,142,941	1,363,002	
歳入歳出差引額(B－C)		D	65,265,492	22,240,018	43,025,474
予 算 執 行 率	歳 入	B/A	100.0%	100.0%	－
	歳 出	C/A	89.3%	96.1%	－

令和4年度と比較すると、歳入は4,438万8,476円の増となっている。これは、主に財政調整基金の繰入金が増となったためである。

歳出は136万3,002円の増である。これは、主に総務費、民生費が増となったためである。

2. 歳入予算の執行状況

(単位：円)

区分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額	収入未済額	収入率 C/A
分担金及び負担金	526,778,000	524,346,173	524,346,173	0	0	99.5%
財産収入	4,000	3,077	3,077	0	0	76.9%
繰入金	59,756,000	59,755,170	59,755,170	0	0	－
繰越金	22,240,000	22,240,018	22,240,018	0	0	100.0%
諸収入	35,000	2,426,997	2,426,997	0	0	6934.3%
計	608,813,000	608,771,435	608,771,435	0	0	100.0%

予算現額6億881万3千円(当初予算6億4,508万7千円、補正予算△3,865万6千円、前年度からの繰越事業費238万2千円)に対し、調定額、収入済額ともに6億877万1,435円である。

3. 歳出予算の執行状況

(単位：円)

区分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A-(B+C)	執行率 B/A	構成比
議会費	1,236,000	1,152,132	0	83,868	93.2%	0.2%
総務費	178,027,000	170,625,877	0	7,401,123	95.8%	31.4%
民生費	406,770,000	349,948,857	0	56,821,143	86.0%	64.4%
諸支出金	21,780,000	21,779,077	0	923	100.0%	4.0%
予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0.0%	0.0%
計	608,813,000	543,505,943	0	65,307,057	89.3%	100.0%

予算現額 6 億 881 万 3 千円 (当初予算 6 億 4,508 万 7 千円、補正予算△3,865 万 6 千円、前年度からの繰越事業費 238 万 2 千円) に対し、支出済額 5 億 4,350 万 5,943 円を差し引いた不用額は、6,530 万 7,057 円である。

② 後期高齢者医療特別会計

1. 決算の収支状況

(単位：円)

		令和5年度①	令和4年度②	①-②
予算現額	A	115,131,443,000	110,911,128,000	4,220,315,000
歳入総額	B	114,090,090,133	111,158,502,151	2,931,587,982
歳出総額	C	112,794,838,035	110,497,398,039	2,297,439,996
歳入歳出差引額(B-C)	D	1,295,252,098	661,104,112	634,147,986
予算執行率	歳入 B/A	99.1%	100.2%	-
	歳出 C/A	98.0%	99.6%	-

令和4年度と比較すると、歳入は 29 億 3,158 万 8 千円の増である。これは、主に市町村支出金、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、県財政安定化基金借入金、諸収入が増となったためである。

歳出は 22 億 9,744 万円の増である。これは、主に保険給付費、特別高額医療費共同事業拠出金、保健事業費が増となったためである。

2. 歳入予算の執行状況

(単位：円)

区分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額	収入未済額	収入率 C/A
市町村支出金	19,877,917,000	19,841,852,928	19,841,852,928	0	0	99.8%
国庫支出金	37,256,886,000	36,989,538,300	36,989,538,300	0	0	99.3%
県支出金	9,697,221,000	9,589,026,121	9,589,026,121	0	0	98.9%
支払基金交付金	46,221,202,000	45,622,180,126	45,622,180,126	0	0	98.7%
特別高額医療費 共同事業交付金	44,406,000	44,406,280	44,406,280	0	0	100.0%
財産収入	3,000	1,373	1,373	0	0	45.8%
繰入金	406,770,000	349,948,857	349,948,857	0	0	86.0%
繰越金	661,104,000	661,104,112	661,104,112	0	0	100.0%
県財政安定化 基金借入金	800,000,000	800,000,000	800,000,000	0	0	100.0%
諸収入	165,934,000	213,895,637	192,032,036	1,818	21,861,783	115.7%
計	115,131,443,000	114,111,953,734	114,090,090,133	1,818	21,861,783	99.1%

予算現額 1,151 億 3,144 万 3 千円（当初予算 1,129 億 5,136 万円、補正予算 21 億 8,008 万 3 千円）に対し、調定額 1,141 億 1,195 万 3,734 円、収入済額 1,140 億 9,009 万 133 円である。不納欠損額 1,818 円は、医療費返納金のうち本人が死亡し、その後相続人の特定ができないなどにより、5 年の債権の時効を迎えたものであり、収入未済額 2,186 万 1,783 円は、第三者行為納付金と医療費返納金の未納分である。

3. 歳出予算の執行状況

(単位：円)

区分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A-(B+C)	執行率 B/A	構成比
総務費	418,616,000	369,711,177	0	48,904,823	88.3%	0.3%
保険給付費	113,461,088,000	111,236,027,430	0	2,225,060,570	98.0%	98.6%
特別高額医療費 共同事業拠出金	57,619,000	57,599,339	0	19,661	100.0%	0.1%
保健事業費	286,919,000	228,702,438	0	58,216,562	79.7%	0.2%
基金積立金	183,590,000	183,588,373	0	1,627	100.0%	0.2%
公債費	1,000,000	0	0	1,000,000	0.0%	0.0%
諸支出金	721,611,000	719,209,278	0	2,401,722	99.7%	0.6%
予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0.0%	0.0%
計	115,131,443,000	112,794,838,035	0	2,336,604,965	98.0%	100.0%

予算現額 1,151 億 3,144 万 3 千円（当初予算 1,129 億 5,136 万円、補正予算 21 億 8,008 万 3 千円）に対し、支出済額 1,127 億 9,483 万 8,035 円を差し引いた不用額は、23 億 3,660 万 4,965 円である。

(2) 実質収支に関する調書

① 一般会計

(単位：円)

		令和5年度	令和4年度
歳入総額	A	608,771,435	564,382,959
歳出総額	B	543,505,943	542,142,941
歳入歳出差引額(A-B)	C	65,265,492	22,240,018
翌年度に繰り越すべき財源	D	0	2,382,000
実質収支額(C-D)	E	65,265,492	19,858,018
前年度実質収支額	F	19,858,018	37,258,050
単年度収支額(E-F)	G	45,407,474	△ 17,400,032

令和5年度の財政収支について、歳入歳出差引額は6,526万5,492円であるが、実質収支額は翌年度に繰り越すべきものがないため、同額となっている。

② 後期高齢者医療特別会計

(単位：円)

		令和5年度	令和4年度
歳入総額	A	114,090,090,133	111,158,502,151
歳出総額	B	112,794,838,035	110,497,398,039
歳入歳出差引額(A-B)	C	1,295,252,098	661,104,112
翌年度に繰り越すべき財源	D	0	0
実質収支額(C-D)	E	1,295,252,098	661,104,112
前年度実質収支額	F	661,104,112	2,508,391,206
単年度収支額(E-F)	G	634,147,986	△ 1,847,287,094

令和5年度の財政収支について、歳入歳出差引額は12億9,525万2,098円であり、実質収支額は翌年度に繰り越すべきものがないため、同額となっている。

(3) 財産に関する調書

① 物 品

(取得金額：50万円以上)

区 分	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
レセプト保管用平行移動書庫一式	1		1

② 基 金

1. 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金

(単位：円)

区 分	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
現 金	145,394,250	△ 37,564,923	107,829,327

2. 山梨県後期高齢者医療給付基金

(単位：円)

区 分	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
現 金	7,881	162	8,043

3. 山梨県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金

(単位：円)

区 分	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
現 金	7,141	183,588,211	183,595,352

第6 意見

一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費については、その多くが市町村からの負担金によるものであり、市町村の負担軽減を図る意味でも、引き続き経常経費の節減に取り組まれない。

令和5年度の保険料については、前年度より収納率が低下しており、厳しい現状にある。各市町村が収納対策への取組み強化に努めているところではあるが、令和6年度・7年度は保険料率が大幅に増加し、従前よりも大きな負担を求めることとなるため、被保険者の状況により留意しつつ、負担の公平性の観点からも市町村と連携したきめ細やかな収納対策に努められたい。

令和5年度の医療費等の状況については、被保険者数は3.02%の増加、一人当たりの保険給付費は0.2%の減少となっている。

生活習慣病の増加や医療の高度化に加え、団塊の世代が被保険者となることで、今後も医療費のより一層の増加が予測されることから、いかに持続可能な制度として運用していけるかが重要な課題となっている。

そのような情勢の中、令和6年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が全市町村で取組みられることを契機として、保健事業や健康診査の継続的な実施がいかに大切な取り組みであるかを再認識した上で実施していくとともに、医療費の適正化や医療費の削減にも今まで以上に積極的に取り組まれたい。

また、後期高齢者医療給付基金については、令和4年度に大幅な取崩しを行っており、令和5年度末においても非常に少額となっている。

本基金は災害等の急激な保険給付費に対応するための重要な基金であることから、計画的な財源調整に努められたい。

令和6年度は保険料率の見直しが実施され、本県の保険料率の上昇率は全国一位となっている。

次期保険料率の見直しに向けて、社会情勢や保険料算定に係る様々な要素をしっかりと捉え、これまで以上に医療保険者としてより一層の責任と役割を担い、安定的かつ持続的な制度運営を行うことが求められる。

引き続き被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう、国や県、市町村と緊密に連携を図り、効果的・効率的な事務執行と組織運営に取り組むとともに、今後も規律ある財政運営がなされるよう努められたい。